

令和3年度 年末の交通・生活安全市民運動実施要綱

1 交通安全市民運動

(1) 期間及び重点事項

ア 年末の交通安全市民運動

期 間：令和3年12月1日（水）～10日（金）までの10日間

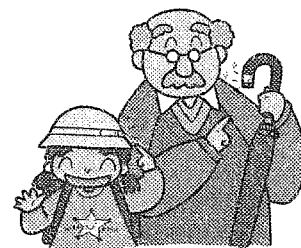
重点事項：夕暮れ時・夜間の交通安全、歩行者の安全の確保と運転者の安全運転意識の向上、自転車の安全利用促進

イ 飲酒運転根絶強調月間

期 間：令和3年12月1日（水）～31日（金）までの1か月間

重点事項：飲酒運転の根絶

(2) スローガン マナーアップなごや なくそう交通事故 ～広めよう 交通安全スリーS運動～



(3) 主要実施事項

ア 年末の交通安全市民運動

◇夕暮れ時・夜間の交通安全 ～自動車も自転車も早めにライトを点灯しましょう～

- ①ドライバーも自転車利用者も、夕暮れ時にはライトを早めに点灯しましょう。
- ②歩行者や自転車利用者は、夕方や夜間に外出する際は、ドライバーからよく見えるように、明るく目立つ色の服装や反射材を着用しましょう。

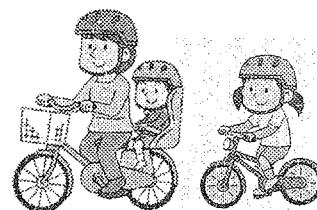
◇歩行者の安全の確保と運転者の安全運転意識の向上

～交通ルールを守りましょう～

- ①歩行者は、信号を守る、横断歩道が近くにあるところでは横断歩道を利用するなど、交通ルールを守るとともに、自動車の直前・直後の横断や、斜め横断、「歩きスマホ」の危険性について認識しましょう。
- ②ドライバーは、子どもや高齢者、障害者等を見かけたら、速度を落とすなどの「思いやり運転」を実践するとともに、横断歩道では、「歩行者優先」を徹底しましょう。また、運転中のスマートフォン等の使用や妨害運転（いわゆるあおり運転）は絶対にやめましょう。
- ③加齢等に伴う身体機能の変化が運転などに及ぼす影響を踏まえ、高齢者の運転や運転免許の自主返納について話し合ひましょう。また、後付けのペダル踏み間違い時加速抑制装置やセーフティー・サポートカーSの利用を推進しましょう。

◇自転車の安全利用促進 ～自転車を利用するときはヘルメットを着用しましょう～

- ①自転車に乗るときは以下のルール・マナーを守りましょう。
 - ・自転車は、車道が原則、歩道は例外 ・車道は左側を通行
 - ・歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ・夜間はライトを点灯
 - ・スマートフォン等の使用はしない
 - ・妨害運転（いわゆるあおり運転）はしない など
- ②自転車損害賠償保険等へ加入するよう呼びかけましょう。
- ③自転車乗車用ヘルメットの着用を推進しましょう。



イ 飲酒運転根絶強調月間

◇飲酒運転の根絶 ～飲酒運転の根絶を図りましょう～

- ①「飲酒運転四（し）ない運動を、家庭、地域、事業所ぐるみで強力に推進し、自転車も含めた車両の飲酒運転の根絶を図りましょう。

飲酒運転四（し）ない・・・運転するなら飲まない、飲んだら運転しない
運転する人にすすめない、飲んだ人に運転させない

- ②飲酒をせず運転する人をあらかじめ決めておく「ハンドルキーパー運動」を実践しましょう。

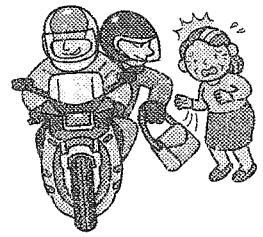
2 生活安全市民運動

(1) 期間及び重点事項

年末の生活安全市民運動

期 間：令和3年12月1日（水）～20日（月）までの20日間

重点事項：特殊詐欺の被害防止、自動車盗の被害防止、
住宅対象侵入盗の被害防止、ひったくりの被害防止



(2) スローガン

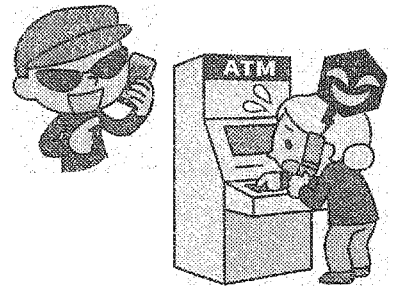
みんなで創ろう、安心・安全 なごや

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさない」「犯罪を見逃さない」 3N(ない)

(3) 主要実施事項

◇特殊詐欺の被害防止 ～犯行の手口も巧妙化～

- ①他人に暗証番号を教えたり、キャッシュカードを渡さないようにしましょう。電話でお金やキャッシュカードの話が出たら会話を打ち切って、家族や警察に相談しましょう。
- ②家族で集まる機会などを利用し、どのような手口があるか話し合うなど、家族全体で被害に遭わないように注意しましょう。
- ③携帯電話などを使用しながら、ATMを操作している高齢者を見かけたら、詐欺の被害を疑い、声を掛けましょう。



◇自動車盗の被害防止 ～住宅駐車場でも被害発生～

- ①車両から離れるときは、短時間でもカギをかけましょう。
- ②ハンドルロック器具や警報機など複数の盗難防止機器を組み合わせて活用しましょう。
- ③スマートキーから常時発信している微弱な電波を悪用した「リレーアタック」を防止するため、電波を遮断する金属缶などにカギを保管しましょう。



◇住宅対象侵入盗の被害防止 ～窓からの侵入が多発～

- ①年末年始は、帰省・買物などで家を留守にする機会が多くなります。短時間でも玄関・窓のカギかけを徹底するとともに、長期間留守にするときは、近所に声をかけるなど、空き巣への地域の目を強化しましょう。
- ②日の入りが早くなり、夕方や夜間の留守が外からもわかるようになります。タイマー式の室内灯をつけるなどして留守をさとられない工夫をしましょう。
- ③自分の家も狙われているという意識を持ち、窓に補助錠や警報機などを付け、家の防犯性能を向上させましょう。

◇ひったくりの被害防止 ～被害者の大半が女性～

- ①「ひったくり防止3B+N作戦」を実践して、バッグ（かばん）、バック（後ろ）、バイク（オートバイ・自転車）【3つのB】に注意し、さらに自転車に乗るときは、前かごに防犯ネット【N】をつけるようにしましょう。
- ②かばんは車道と反対側にしっかりと持ち、なるべく人通りの多い明るい道を歩くようにしましょう。
- ③注意力が散漫になる携帯電話やスマートフォンを使用しながら歩く「ながら歩き」はやめて、時々、後ろを振り返るなど周囲を警戒しましょう。

名古屋市

名古屋市交通・生活安全市民会議

編集 スポーツ市民局地域安全推進課 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(〒460-8508)

電話 (052)972-3124 FAX (052)972-4823 発行部数13,000部 通番61号